



長野県報

3月20日(木)
平成26年
(2014年)
第2557号

目次

条 例

長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例(生活文化課)	7
長野県文化会館条例の一部を改正する条例(生活文化課)	7
職員の配偶者同行休業に関する条例(人事課)	10
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	12
資金積立基金条例の一部を改正する条例(財政課、温暖化対策課、農村振興課)	12
長野県松本空港条例等の一部を改正する条例(財政課)	13
長野県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(健康福祉政策課)	17
地方独立行政法人長野県立病院機構の重要な財産を定める条例の一部を改正する条例(健康福祉政策課県立病院機構連携室)	17
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例(健康長寿課)	18
長野県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例(障害者支援課)	18
長野県障害者福祉センター条例の一部を改正する条例(障害者支援課)	18
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(障害者支援課)	19
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(こども・家庭課、薬事管理課、国際課)	21
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(温暖化対策課)	26
長野県中小企業振興条例(産業政策課)	26
長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例(ものづくり振興課)	29
長野県の契約に関する条例(建設政策課技術管理室)	29
長野県都市公園条例の一部を改正する条例(都市計画課)	30
風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例(都市計画課)	36
長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例(企業局)	37
長野県議会議員の定数並びに選挙区の合区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例(調査課)	37
政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例(総務課)	38
長野県議会委員会条例の一部を改正する条例(議事課)	38
長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(教育総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)	39
長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例(高校教育課)	39
長野県社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例(文化財・生涯学習課)	39
長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(警務課)	40
長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例(交通指導課、東北信運転免許課)	40

規 則

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則(高校教育課)	40
-------------------------------------	----

告 示

平成26年2月27日成立した平成25年度補正予算の要領(財政課)	41
平成26年3月10日成立した平成25年度補正予算の要領(財政課)	42
平成26年3月14日成立した平成25年度補正予算の要領(財政課)	42

平成26年3月14日成立した平成26年度予算の要領(財政課)	45
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課)	50
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(健康長 課)	50
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(健 康長寿課)	50
都市計画事業の事業計画の変更認可(3件)(生活排水課)	51
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課)	51
基本測量の終了(建設政策課)	52

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(県民協働・NPO課)	52
開発行為に関する工事の完了(2件)(建築指導課)	52
平成26年度長野県警察官採用試験(A)(平成26年10月採用)及び長野県警察官採用試験(A)(平成27年4月採 用第1回)の実施(人事委員会事務局)	53

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例(条例第1号)

- 1 受益者負担の適正化及び消費税の税率の引上げを考慮し、観覧等の利用料金の額を改定することとしました。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行します。

◇ 長野県文化会館条例の一部を改正する条例(条例第2号)

- 1 受益者負担の適正化及び消費税の税率の引上げを考慮し、ホール等の利用料金の額を改定することとしました。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行します。

◇ 職員の配偶者同行休業に関する条例(条例第3号)

- 1 地方公務員法の一部改正に伴い、職員が外国での勤務等をする配偶者と生活を共にすることができる配偶者同行休業制度を導入することとしました。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行します。

◇ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第4号)

- 1 人事委員会勧告に基づき、若年・中堅層を対象として昇給抑制分の回復措置を講ずることとしたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行します。

◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例(条例第5号)

- 1 次に掲げる基金を新設することとしました。
 - (1) 長野県地域経済活性化・雇用創出臨時基金
 - (2) 長野県自然エネルギー地域基金
 - (3) 長野県農地利用集積・集約化基金
- 2 次に掲げる基金を廃止しました。
 - (1) 長野県新しい公共支援基金
 - (2) 長野県障害者自立支援対策臨時特例基金
 - (3) 長野県妊婦健康診査支援臨時特例基金
 - (4) 長野県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金
 - (5) 長野県冬季競技振興基金
- 3 この条例は、公布の日(長野県自然エネルギー地域基金の新設については、平成26年4月1日)から施行します。

◇ 長野県松本空港条例等の一部を改正する条例(条例第6号)

- 1 消費税の税率の引上げに伴い、次に掲げる条例に規定する使用料及び手数料の額を改定することとしたほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 長野県松本空港条例
 - (2) 長野県男女共同参画センター条例
 - (3) 財産に関する条例
 - (4) 長野県社会福祉総合センター条例
 - (5) 長野県立総合リハビリテーションセンター条例
 - (6) 長野県環境保全研究所試験検査手数料条例
 - (7) 勤労者福祉施設条例
 - (8) 信州登山案内人条例

- (9) 長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例
- (10) 長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例
- (11) 長野県道路占用料徴収条例
- (12) 県営水道条例
- (13) 県営水道用水料金徴収条例
- (14) 長野県総合教育センター条例
- (15) 長野県営運動場条例

2 この条例は、平成26年4月1日（一部の規定は、公布の日）から施行します。

◇ 長野県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 後期高齢者医療の財政の安定化に資するために設置している基金への拠出率について、厚生労働省告示による拠出率が改定されるのに合わせて、10万分の44（改正前：1万分の9）に改定することとしました。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行します。
-

◇ 地方独立行政法人長野県立病院機構の重要な財産を定める条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 地方独立行政法人法の一部改正により、設立団体等から出資等を受けた地方独立行政法人が保有する重要な財産であって条例で定めるものが不要になったときは、設立団体等に納付しなければならないこととされたため、その財産を定めました。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行します。
-

◇ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の病状等の報告に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正により条ずれが生じる同法の規定を引用している規定の整理を行うこととしました。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 障害のある人の中には「害」の字に不快感を持つ人がいることなどから、名称を「長野県障がい者施策推進協議会」に改めることとしました。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県障害者福祉センター条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 受益者負担の適正化を図るため、障害のある人以外のプールの利用料金の額を改定することとしました。
 - 2 障害のある人の中には「害」の字に不快感を持つ人がいることなどから、施設の名称を改めることとしました。
 - 3 この条例は、平成26年4月1日から施行します。
-

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されたことに伴い、指定共同生活援助の事業者、設備及び運営に関する基準を改めることとしたほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 消費税の税率の引上げ等に伴い手数料の額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めたほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日（一部の規定は、公布の日）から施行します。
-

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 県民の負担の軽減及び効率的な事務の執行を考慮し、長野県地球温暖化対策条例に基づく届出の受理等に関する事務の権限を、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出の受理等に関する事務の所管行政庁である市町村に移譲することとしました。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県中小企業振興条例（条例第15号）

- 1 総合的な中小企業の振興を図り、地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に資するため、中小企業の振興に関し次のとおり条例を制定しました。
 - (1) 基本理念を定めました。
 - (2) 県の責務、中小企業者が努力すべきこと並びに中小企業団体等、大企業者、教育機関等、金融機関等、労働団体等及び県民の役割を定めました。
 - (3) 中小企業者の経営の向上及び改善を促進するための措置を講ずることとしました。
 - (4) 創業、次世代産業の創出及び集積等を促進するための措置を講ずることとしました。
 - (5) 地域に根差した産業及び地域資源を活用した産業の振興を図るための措置を講ずることとしました。
 - (6) 小規模企業者の事業の振興を図るための措置を講ずることとしました。
 - (7) 中小企業における雇用の機会の確保、中小企業を担う人材の育成及び確保等を図るための措置を講ずることとしました。
 - (8) 産学官連携等を推進するための措置を講ずることとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 消費税の税率の引上げ、試験検査項目の追加等に伴い、試験の手数料の額を改定することとしました。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県の契約に関する条例（条例第17号）

- 1 契約制度の公正かつ適切な運用を図りつつ、県の一定の行政目的を実現するために契約の活用を図り、県民の福祉の増進を図るため、県の契約に関し次のとおり条例を制定しました。
 - (1) 基本理念を定めました。
 - (2) 県及び契約の相手方の責務を定めました。
 - (3) 知事は、基本理念を踏まえた契約の締結及び履行の確保をするため県が取り組むべき方針を、長野県契約審議会の意見を聴いて定めることとしました。
 - (4) 公の施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、基本理念の趣旨を踏まえ、その選定等を行うこととしました。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 受益者負担の適正化及び消費税の税率の引上げを考慮し、スポーツ施設等の利用料金の額を改定することとしたほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行します。
-

◇ 風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例（条例第19号）

- 1 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正により、風致地区内における建築等の規制に関する条例制定の権限が市町村に移譲されたため、廃止することとしました。
 - 2 この条例は、平成27年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 地方公営企業法施行令等の一部改正に伴い、未処分利益剰余金の処分に係る規定を設けるとともに、資本剰余金の処分の規定を削除することとしました。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県議会議員の定数並びに選挙区の合区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 公職選挙法の一部改正に伴い、長野県議会議員の選挙区を定めました。
 - 2 この条例は、平成27年3月1日から施行します。
-

◇ 政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 県の財政状況等を勘案して、平成26年3月31日までの特例（減額）期間を引き続き1年間延長し、平成27年3月31日までとすることとしました。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 知事の事務部局の組織に関する条例の一部改正に伴い、一部の常任委員会の名称及び所管事項の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 人事委員会勧告に基づき、若年・中堅層を対象として昇給抑制分の回復措置を講ずることとしました。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正により、公立高等学校に係る授業料の不徴収制度が廃止され、公立高等学校の生徒について高等学校等就学支援金の支給対象とされたことに伴い、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

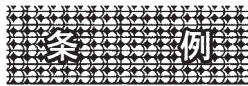
- 1 社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定めました。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 人事委員会勧告に基づき、若年・中堅層を対象として昇給抑制分の回復措置を講ずることとしました。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、手数料の額の改定等を行うこととしたほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日（一部の規定は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日）から施行します。
-



長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年 3月20日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第1号

長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例

長野県信濃美術館条例（昭和44年長野県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

1,300円
23,000円

」 を 「

1,400円
24,000円

」 に、

「

6,500円

」 を 「

7,000円

」 に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

生活文化課

長野県文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年 3月20日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第2号

長野県文化会館条例の一部を改正する条例

長野県文化会館条例（昭和57年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表の1の備考以外の部分を次のように改める。

1 ホール等

区 分			金 額						
			午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	
長野県民文化会館	大ホール	入場料を徴収しないで利用する場合	平日	円 44,000	円 75,000	円 88,000	円 119,000	円 163,000	円 186,000
			日曜日、土曜日及び休日	57,000	94,000	106,000	151,000	200,000	231,000
	1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	57,000	97,000	114,000	154,000	211,000	241,000	
		日曜日、土曜日及び休日	74,000	122,000	137,000	196,000	259,000	300,000	
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	70,000	120,000	141,000	190,000	261,000	298,000	
		日曜日、土曜日及び休日	92,000	150,000	169,000	242,000	319,000	370,000	
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	84,000	142,000	167,000	226,000	309,000	354,000	
		日曜日、土曜日及び休日	109,000	178,000	201,000	287,000	379,000	439,000	
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	101,000	172,000	202,000	273,000	374,000	428,000	
		日曜日、土曜日及び休日	132,000	215,000	243,000	347,000	458,000	531,000	
	中ホール	入場料を徴収しないで利用する場合	平日	25,000	43,000	50,000	68,000	93,000	106,000
			日曜日、土曜日及び休日	33,000	53,000	60,000	86,000	113,000	131,000
1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合		平日	33,000	55,000	65,000	88,000	120,000	138,000	
		日曜日、土曜日及び休日	42,000	69,000	78,000	111,000	147,000	170,000	
1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合		平日	40,000	68,000	80,000	108,000	148,000	169,000	
	日曜日、土曜日及び休日	52,000	85,000	96,000	137,000	181,000	210,000		

小ホール	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	48,000	81,000	95,000	129,000	176,000	202,000
		日曜日、土曜日及び休日	62,000	101,000	114,000	163,000	215,000	249,000
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	58,000	98,000	115,000	156,000	213,000	244,000
		日曜日、土曜日及び休日	75,000	122,000	138,000	197,000	260,000	302,000
	入場料を徴収しないで利用する場合	平日	6,000	10,000	12,000	16,000	22,000	25,000
		日曜日、土曜日及び休日	8,000	13,000	14,000	21,000	27,000	32,000
	1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	8,000	13,000	16,000	21,000	29,000	33,000
		日曜日、土曜日及び休日	10,000	17,000	19,000	27,000	36,000	41,000
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	9,500	16,000	19,000	25,500	35,000	40,000
		日曜日、土曜日及び休日	12,000	20,000	23,000	32,000	43,000	50,000
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	11,000	19,000	23,000	30,000	42,000	48,000
		日曜日、土曜日及び休日	15,000	24,000	27,000	39,000	51,000	59,000
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	14,000	23,000	28,000	37,000	51,000	59,000
		日曜日、土曜日及び休日	18,000	29,000	33,000	47,000	62,000	72,000
1号楽屋、2号楽屋、3号楽屋、9号楽屋、10号楽屋及び11号楽屋		1室について 1,300	1室について 2,200	1室について 2,600	1室について 3,500	1室について 4,800	1室について 5,500	
4号楽屋、5号楽屋及び13号楽屋		1,000	1,700	2,000	2,700	3,700	4,200	
6号楽屋、7号楽屋及び14号楽屋		1,200	2,000	2,400	3,200	4,400	5,100	
8号楽屋		1,600	2,700	3,200	4,300	5,900	6,800	
12号楽屋		800	1,400	1,600	2,200	3,000	3,400	
リハーサル室		5,000	8,500	10,000	13,500	18,500	21,200	
展示室	入場料を徴収しないで利用する場合	午前9時から午後6時まで					14,000円	
	1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	"					19,000円	
	1,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	"					23,000円	
第1会議室		1,900	3,200	3,800	5,100	7,000	8,000	
第2会議室		4,300	7,300	8,600	11,600	15,900	18,200	
第3会議室及び第4会議室		1室について 2,400	1室について 4,000	1室について 4,800	1室について 6,400	1室について 8,800	1室について 10,100	
長野県伊那文化会館 大ホール	入場料を徴収しないで利用する場合	平日	31,000	53,000	62,000	84,000	115,000	131,000
		日曜日、土曜日及び休日	40,000	66,000	74,000	106,000	140,000	162,000
	1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	40,000	69,000	81,000	109,000	150,000	171,000
		日曜日、土曜日及び休日	52,000	86,000	97,000	138,000	183,000	212,000
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	50,000	84,000	99,000	134,000	183,000	210,000
		日曜日、土曜日及び休日	64,000	105,000	119,000	169,000	224,000	259,000

小ホール	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	59,000	100,000	118,000	159,000	218,000	249,000	
		日曜日、土曜日及び休日	77,000	125,000	141,000	202,000	266,000	309,000	
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	71,000	121,000	143,000	192,000	264,000	302,000	
		日曜日、土曜日及び休日	93,000	152,000	171,000	245,000	323,000	374,000	
	入場料を徴収しないで利用する場合	平日	8,000	14,000	16,000	22,000	30,000	34,000	
		日曜日、土曜日及び休日	10,000	17,000	19,000	27,000	36,000	41,000	
	1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	10,000	18,000	21,000	28,000	39,000	44,000	
		日曜日、土曜日及び休日	14,000	22,000	25,000	36,000	47,000	55,000	
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	13,000	22,000	26,000	35,000	48,000	55,000	
		日曜日、土曜日及び休日	17,000	27,000	31,000	44,000	58,000	68,000	
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	15,000	26,000	30,000	41,000	56,000	64,000	
		日曜日、土曜日及び休日	20,000	32,000	36,000	52,000	68,000	79,000	
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	18,000	31,000	37,000	49,000	68,000	77,000	
		日曜日、土曜日及び休日	24,000	39,000	44,000	63,000	83,000	96,000	
	1号楽屋			1,300	2,200	2,600	3,500	4,800	5,500
	2号楽屋、3号楽屋、6号楽屋及び7号楽屋			1室について 800	1室について 1,400	1室について 1,600	1室について 2,200	1室について 3,000	1室について 3,400
	4号楽屋及び5号楽屋			” 1,200	” 2,000	” 2,400	” 3,200	” 4,400	” 5,100
	展示室	全部を利用する場合	入場料を徴収しないで利用する場合	午前9時から午後6時まで					17,000円
1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合			”						22,000円
1,000円を超える入場料を徴収して利用する場合			”						27,000円
一部を利用する場合		全部を利用する場合の項に掲げる区分に従い、知事が別に定める額							
プラネタリウム	個人	一般	1回について					240円	
		小・中学生	”					100円	
	30人以上の団体	一般	1人1回について					190円	
		小・中学生	”					80円	
長野県松本文化会館 大ホール	入場料を徴収しないで利用する場合	平日	40,000 ^円	68,000 ^円	80,000 ^円	108,000 ^円	148,000 ^円	169,000 ^円	
		日曜日、土曜日及び休日	52,000	85,000	96,000	137,000	181,000	210,000	
	1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	52,000	88,000	104,000	140,000	192,000	220,000	
		日曜日、土曜日及び休日	68,000	111,000	125,000	179,000	236,000	274,000	
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	64,000	109,000	128,000	173,000	237,000	271,000	
		日曜日、土曜日及び休日	83,000	136,000	154,000	219,000	290,000	336,000	

3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	76,000	129,000	152,000	205,000	281,000	321,000
	日曜日、土曜日及び休日	99,000	162,000	182,000	261,000	344,000	399,000
5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	92,000	156,000	184,000	248,000	340,000	389,000
	日曜日、土曜日及び休日	120,000	196,000	221,000	316,000	417,000	483,000
中ホール 入場料を徴収しないで利用する場合	平日	14,000	24,000	28,000	38,000	52,000	59,000
	日曜日、土曜日及び休日	18,000	30,000	34,000	48,000	64,000	74,000
1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	18,000	31,000	36,000	49,000	67,000	77,000
	日曜日、土曜日及び休日	24,000	39,000	44,000	63,000	83,000	96,000
1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	22,000	38,000	45,000	60,000	83,000	95,000
	日曜日、土曜日及び休日	29,000	48,000	54,000	77,000	102,000	118,000
3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	27,000	45,000	53,000	72,000	98,000	113,000
	日曜日、土曜日及び休日	35,000	57,000	64,000	92,000	121,000	140,000
5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	32,000	55,000	64,000	87,000	119,000	136,000
	日曜日、土曜日及び休日	42,000	68,000	77,000	110,000	145,000	168,000
1号楽屋、2号楽屋及び3号楽屋	1室について	1,300	2,200	2,600	3,500	4,800	5,500
4号楽屋、5号楽屋、6号楽屋、7号楽屋及び11号楽屋	”	1,000	1,700	2,000	2,700	3,700	4,200
8号楽屋		1,200	2,000	2,400	3,200	4,400	5,100
9号楽屋		1,400	2,400	2,800	3,800	5,200	5,900
10号楽屋		800	1,400	1,600	2,200	3,000	3,400
リハーサル室		4,100	7,000	8,200	11,100	15,200	17,400
国際会議室		27,000	35,000	36,000	62,000	71,000	88,000
第1会議室及び第2会議室	1室について	6,100	10,400	12,200	16,500	22,600	25,800
第3会議室		1,800	3,100	3,600	4,900	6,700	7,700
第4会議室		1,500	2,600	3,000	4,100	5,600	6,400

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

生活文化課

職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布します。
平成26年3月20日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第3号

職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の6第1項、第2項及び第6項から第8項

まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定により、職員の法第26条の6第1項の配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同

行休業をすることを承認することができる。

2 前項の規定による申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年以内の期間とする。

(配偶者同行休業の事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(6月以上の期間の滞在が見込まれる場合のものに限る。)とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学に相当する外国の大学における修学(前号に掲げるものに該当するものを除く。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人事委員会が定める事由

(配偶者同行休業の期間の延長)

第5条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第6条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者同行休業をしている職員の配偶者に第4条各号に掲げる事由がなくなったこと。ただし、当該配偶者に引き続き他の同条各号に掲げる事由がある場合を除く。
- (2) 前号に掲げるもののほか、人事委員会が定める事由

(報告)

第7条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、その旨(第5号に掲げる場合にあっては、外国での滞在の状況)を任命権者に報告しなければならない。

- (1) 当該職員の配偶者が死亡し、又は当該職員の配偶者でなくなった場合
- (2) 当該職員の配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (3) 住所又は居所に変更があった場合
- (4) 前条第1号本文又は第2号に掲げる事由があった場合
- (5) 任命権者から外国での滞在の状況について報告を求められた場合

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第8条 任命権者は、第2条第1項又は第5条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間(以下この条において「申請期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年(第5条の規定による申請があった場合にあっては、当該申請による延長前の配偶者同行休業の期間の初日から当該申請に係る期間の末日までの期間を通じて1年)を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

(配偶者同行休業をした職員に対する長野県職員退職手当条例の特例)

第9条 長野県職員退職手当条例(昭和28年長野県条例第67号)第6条の4第1項及び第7条第3項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての長野県職員退職手当条例第7条第3項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数とし、育児休業をした期間のうち、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、その月数の3分の1に相当する月数とする。)」とあるのは、「その月数」とする。

(実施規定)

第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(市町村立学校職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正)

2 市町村立学校職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例(昭和27年長野県条例第69号)の一部を次のように改正する。

本則中「育児休業」を「配偶者同行休業、育児休業」に改める。(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

3 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和43年長野県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第18条中「及び職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年長野県条例第45号)」を「、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年長野県条例第45号)及び職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年長野県条例第3号)」に改める。

第21条第2項中「の規定による自己啓発等休業の承認」を「又は第26条の6第1項の規定による承認(期間の延長の承認を含む。)」に、「当該自己啓発等休業」を「自己啓発等休業又は配偶者同行休業」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 職員の育児休業等に関する条例(平成4年長野県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「の規定」を「又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年長野県条例第3号)第8条第1項の規定」に改める。

第6条第1号中「の規定」を「又は職員の配偶者同行休業に関する条例第8条第1項の規定」に改める。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年3月20日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第4号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第40条の5中「若しくは災害復旧」を「、災害復旧若しくは復興計画の作成等」に、「措置又は」を「措置の実施又は」に改める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(平成26年4月1日における号俸の調整)

19 平成26年4月1日において45歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める期日において第8条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事委員会が定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

- (1) 30歳以上45歳未満の職員 平成21年1月1日
 - (2) 30歳に満たない職員 平成20年1月1日
- 20 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額、当該号俸に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 21 前項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務をしている職員について準用する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)
- 2 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和43年長野県条例第22号)の一部を次のように改正する。
第17条中「若しくは災害復旧」を「、災害復旧若しくは復興計画の作成等」に、「措置又は」を「措置の実施又は」に改める。

人事課

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年3月20日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第5号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例(昭和39年長野県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県新しい公共支援基金の項を削り、同表の長野県地域活性化基金の項の次に次のように加える。

長野県地域経済活性化・雇用創出臨時基金	地域経済活性化・雇用創出臨時交付金を充てて行う地域経済の活性化等に資する事業の推進を図る。	地域経済活性化・雇用創出臨時交付金を充てて行う地域経済の活性化等に資する事業の推進に要する費用の財源に充てる。
---------------------	---	---

別表の長野県障害者自立支援対策臨時特例基金の項、長野県妊婦健康診査支援臨時特例基金の項及び長野県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金の項を削り、同表の長野県グリーンニューディール基金の項の次に次のように加える。

長野県自然エネルギー地域基金	地域における自然エネルギーの普及の推進を図る。	地域における自然エネルギーの普及の推進に要する費用の財源に充てる。
----------------	-------------------------	-----------------------------------

別表の長野県ふるさと農村活性化基金の項の次に次のように加える。

長野県農地利用集積・集約化基金	農地の利用の集積及び集約化の促進を図る。	農地の利用の集積及び集約化の促進に要する費用の財源に充てる。
-----------------	----------------------	--------------------------------

別表の長野県冬季競技振興基金の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の長野県グリーンニューディール基金の項の次に次のように加える改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

財政課
温暖化対策課
農村振興課

長野県松本空港条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年3月20日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第6号

長野県松本空港条例等の一部を改正する条例

(長野県松本空港条例の一部改正)

第1条 長野県松本空港条例(昭和39年長野県条例第99号)の一部を次のように改正する。

別表中「1.05」を「1.08」に改める。

(長野県男女共同参画センター条例の一部改正)

第2条 長野県男女共同参画センター条例(昭和59年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表の1中

9,600	14,600	17,000	24,200	31,600	41,200	4,800
12,100	18,300	21,400	30,400	39,700	51,800	6,100
14,600	22,000	25,600	36,600	47,600	62,200	7,300

を

9,800	15,000	17,400	24,800	32,400	42,200	4,900
12,400	18,800	22,000	31,200	40,800	53,200	6,200
15,000	22,600	26,300	37,600	48,900	63,900	7,500

に改める。

(財産に関する条例の一部改正)

第3条 財産に関する条例(昭和39年長野県条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表の土地の項及び建物の項中「100分の6.3」を「100分の6.48」に改める。

(長野県社会福祉総合センター条例の一部改正)

第4条 長野県社会福祉総合センター条例(昭和47年長野県条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1中

5,500	5,500	8,500	11,000	14,000
8,300	8,300	12,800	16,600	21,100
4,400	4,400	7,400	8,800	11,800
6,600	6,600	11,100	13,200	17,700

を

5,600	5,600	8,600	11,200	14,200
8,400	8,400	12,900	16,800	21,300
4,500	4,500	7,500	9,000	12,000
6,800	6,800	11,300	13,600	18,100

に改める。

(長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第5条 長野県立総合リハビリテーションセンター条例(昭和49年長野県条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表の4 特別室利用料の項中「4,200円」を「4,300円」に改める。

(長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部改正)

第6条 長野県環境保全研究所試験検査手数料条例(昭和23年長野県条例第76号)の一部を次のように改正する。

別表の1 水質理化学試験の項中「5,500円」を「5,600円」に改め、同表の2 土壌、スラッジ及び粉じんの理化学試験の項中「5,500円」を「5,600円」に、「4,200円」を「4,300円」に改め、同表の3 生物試料の理化学試験の項中「5,500円」を「5,600円」に、「7,200円」を「7,400円」に改め、同表の4 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の試験の項中「4,400円」を「4,500円」に改め、同表の5 毒物劇物試験の項中「4,300円」を「4,400円」に改め、同表の6 生薬試験の項中「6,900円」を「7,000円」に改め、同表の7 有害物質を含有する家庭用品の試験の項中「5,000円」を「5,100円」に改め、同表の9 栄養成分試験の項中「7,800円」を「8,000円」に改め、同

表の13 温泉の試験検査の項中

66,000円
9,300円

 を

67,000円
9,500円

 に改め、同表の17 簡易な生物学試験の項中

「

3,600円

 を 「

3,700円

 に改め、同表の18 ウイルス検査の項中「9,200円」を「9,400円」に改め、同表の19 細菌検査の項中「4,600円」を「4,700円」に改め、同表の20 1から19までに掲げる試験検査に属さない試験検査の項中「5,500円以上88,000円」を「5,600円以上90,000円」に改める。

(勤労者福祉施設条例の一部改正)

第7条 勤労者福祉施設条例(昭和42年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)のアの長野県佐久勤労者福祉センターの項中

「

5,900	8,900	11,800	14,800	20,700	26,600
-------	-------	--------	--------	--------	--------

 を
 「

6,000	9,100	12,100	15,100	21,200	27,200
-------	-------	--------	--------	--------	--------

 に、
 「

5,100	6,700	8,500	11,800	15,200
-------	-------	-------	--------	--------

 を 「

5,200	6,800	8,600	12,000	15,400
-------	-------	-------	--------	--------

 に改め、

同アの長野県飯田勤労者福祉センターの項中

3,200	4,300	5,300	7,500	9,600
3,600	4,800	6,000	8,400	10,800

 を

「

3,200	4,400	5,300	7,600	9,700
3,700	4,900	6,100	8,600	11,000

 に改め、同アの長野県松本勤労者福祉センターの項中

「

3,500	5,300	7,100	8,800	12,400	15,900
-------	-------	-------	-------	--------	--------

 を
 「

3,600	5,400	7,300	9,000	12,700	16,300
-------	-------	-------	-------	--------	--------

 に、

3,500	4,200	6,000	7,700
-------	-------	-------	-------

 を
 「

3,600	4,200	6,100	7,800
-------	-------	-------	-------

 に、

4,500

 を

4,600

 に、

7,800	10,000
-------	--------

 を

「

7,900	10,100
-------	--------

 に改め、同アの長野県中野勤労者福祉センターの項中

「

4,000	6,100	8,100	10,100	14,200	18,200	2,000
-------	-------	-------	--------	--------	--------	-------

 を
 「

4,100	6,200	8,300	10,300	14,500	18,600	2,100
-------	-------	-------	--------	--------	--------	-------

 に、

3,500

 を

3,600

 に、
 「

6,000	7,700
-------	-------

 を 「

6,100	7,800
-------	-------

 に改め、同アの長野県木曾勤労者福祉センターの項中

「

4,600	7,000	9,200	11,600	16,200	20,800	2,300
-------	-------	-------	--------	--------	--------	-------

 を
 「

4,700	7,200	9,400	11,900	16,600	21,300	2,400
-------	-------	-------	--------	--------	--------	-------

 に改め、同表の2の(1)の長野県伊那勤労者福祉セン

ターの項中

3,400	4,900	6,400	8,300	11,300	14,700
6,700	9,600	12,900	16,300	22,500	29,200
16,000	22,700	30,800	38,700	53,500	69,500

 を

「

3,400	5,000	6,500	8,400	11,500	14,900
6,800	9,800	13,200	16,600	23,000	29,800
16,400	23,300	31,600	39,700	54,900	71,300

 に改め、同(1)の長野県飯田勤労者福祉センターの項中

3,300	4,700	6,400	8,000	11,100	14,400
7,900	11,300	15,200	19,200	26,500	34,400

を

3,300	4,800	6,500	8,100	11,300	14,600
8,100	11,600	15,600	19,700	27,200	35,300

に改める。

(信州登山案内人条例の一部改正)

第8条 信州登山案内人条例(平成24年長野県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「4,700円」を「4,800円」に改める。

(長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部改正)

第9条 長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例(昭和27年長野県条例第97号)の一部を次のように改正する。

別表の1 試験の項中「800」を「820」に、「470」を「480」に改め、同表の2 検査の項中

「800」を「820」に、

830
350

を

850
360

に、「710」を「730」に改め、同表の

3 注射の項中「400」を「410」に改め、同表の6 施術の項中

780
430
740

を

800
440
760

に、

5,000
5,400

を

5,100
5,500

に、「400」を「410」に、「770」を「790」に、

「9,100」を「9,300」に改め、同表の7 文書料の項中「990」を「1,000」に改める。

(長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部改正)

第10条 長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例(昭和30年長野県条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表の自給飼料作物化学試験の項中「6,800円」を「6,900円」に改め、同表の寒天の製造に関する理化学試験の項中「9,500円」を「9,700円」に改め、同表の木材理化学試験の項中「30,900円」を「31,700円」に改め、同表の林木の種子発芽試験の項中

「5,000円」を「5,100円」に改める。

(長野県道路占用料徴収条例の一部改正)

第11条 長野県道路占用料徴収条例(昭和43年長野県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「法第35条に規定する事業(道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第18条に規定する事業を除く。)及び」を削る。

別表中「令第7条第1号」を「道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号」に、「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に、「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に、「第7条第6号」を「第7条第9号」に、「同条第7号」を「同条第10号」に、「第7条第8号」を「第7条第12号」に、「第7条第10号」を「第7条第13号」に改め、同表の備考の10中「1.05」を「1.08」に改める。

(県営水道条例の一部改正)

第12条 県営水道条例(昭和38年長野県条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1中	1,350	182	を	1,388	187	に、「675円」を「694円」に、「2,270円」を「2,332
	3,170					
	4,080					
	6,810					
	10,450					
	17,730					
	35,930					
	54,130					
	72,330					
	108,730					
	181,530					

円」に、「2,720円」を「2,795円」に、「1,585円」を「1,629円」に改め、同表の2中

2,731	182	を
3,250		
4,421		
5,722		
8,586		

2,809	187	に改める。
3,342		
4,547		
5,885		
8,831		

別表第3の1中	31,500	を	32,400	に改める。
	63,000			
	126,000			
	252,000			
	441,000			
	661,500			
	1,512,000			

(県営水道用水料金徴収条例の一部改正)

第13条 県営水道用水料金徴収条例(昭和57年長野県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条中「46円63銭」を「47円96銭」に改める。

(長野県総合教育センター条例の一部改正)

第14条 長野県総合教育センター条例(平成8年長野県条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に、「

6,400	9,800	16,200
-------	-------	--------

」を「

6,600	9,900	16,500
-------	-------	--------

」に改める。

(長野県営運動場条例の一部改正)

第15条 長野県営運動場条例(昭和32年長野県条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表の1中	36,000	を	37,000	に改める。
	63,000		64,000	
	88,000		90,000	
	128,000		131,000	
	191,000		196,000	
	257,000		264,000	
	5,400		5,500	
	7,700		7,900	
	10,700		11,000	
	6,200		6,300	
	1,500		1,600	

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第11条の規定（長野県道路占用料徴収条例別表の備考の10の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。
(県営水道条例の一部改正に伴う経過措置)
- 次項に定めるものを除き、第12条の規定による改正後の県営水道条例（同項及び附則第4項において「新県営水道条例」という。）別表第2の規定は、平成26年4月分の料金から適用し、同年3月分までの料金については、なお従前の例による。
- この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）の前日において現に県営水道により水の供給を受けている使用者に係る施行日以後の最初の新県営水道条例第23条第1項に規定する定例日の属する月分までの料金の額は、新県営水道条例第22条及び第23条の規定にかかわらず、第12条の規定による改正前の県営水道条例第22条及び第23条の規定の例により算定して得た額とする。
- 新県営水道条例別表第3の規定は、施行日以後の申込みに係る加入金から適用し、施行日前の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

財 政 課

長野県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年 3月20日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第7号

長野県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

長野県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年長野県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1万分の9」を「10万分の44」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

健康福祉政策課

地方独立行政法人長野県立病院機構の重要な財産を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年 3月20日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第8号

地方独立行政法人長野県立病院機構の重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

地方独立行政法人長野県立病院機構の重要な財産を定める条例（平成21年長野県条例第54号）の一部を次のように改正する。

本則中「地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）」を「法」に改め、本則を第2条とし、同条に見出しとして「(法第44条第1項の条例で定める重要な財産)」を付し、同条の前に次の1条を加える。

(法第6条第4項の条例で定める重要な財産)

第1条 地方独立行政法人長野県立病院機構に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項の条例で定める重要な財産は、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日におけるその帳簿価額（現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるこれらの額）が50万円以上の財産（その性質上同条の規定により処分することが不適当なものを除く。）とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

健康福祉政策課県立病院機構連携室

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年3月20日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第9号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例(平成18年長野県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条の4第2項」を「第21条第2項」に改める。

第2条第2項及び第3項中「法第22条の3に規定する」を削る。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

健康長寿課

長野県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年3月20日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第10号

長野県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

長野県障害者施策推進協議会条例(昭和46年長野県条例第29号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県障がい者施策推進協議会条例

第1条中「長野県障害者施策推進協議会」を「長野県障がい者施策推進協議会」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第3の3中「障害者施策推進協議会」を「障がい者施策推進協議会」に改める。

障害者支援課

長野県障害者福祉センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年3月20日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第11号

長野県障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

長野県障害者福祉センター条例(平成10年長野県条例第7号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県障がい者福祉センター条例

第1条中「障害者福祉センター」を「障がい者福祉センター」に改める。

第2条中「長野県障害者福祉センター」を「長野県障がい者福祉センター」に改める。

第3条の見出しを「(聴覚障がい者情報センター)」に改め、同条中「長野県障害者福祉センター」を「長野県障がい者福祉センター」に、「長野県聴覚障害者情報センター」を「長野県聴覚障がい者情報センター」に改める。

第4条第1項、第12条第2項第2号及び第17条中「長野県障害者福祉センター」を「長野県障がい者福祉センター」に改める。

別表の2の(2)を次のように改める。

(2) プール

区	分	金	額
一般	65歳以上の者	1人1回について	300円
	65歳未満の者	1人1回について	500円
高校生		1人1回について	300円
小・中学生		1人1回について	150円

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

障害者支援課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年3月20日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第60号)の一部を次のように改正する。

目次中「共同生活介護(第81条-第97条)」を「削除」に、「第121条」を「第121条の2」に改める。

第4条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「であつて」を「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて、」に、「障害者」を「もの」に改める。

第44条中「この章において「指定居宅介護」を「指定居宅介護」に改める。

第68条第1項中「第8条第1項」を「第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該指定短期入所事業所以外の」と、第8条第1項」に改める。

第76条第3項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第81条から第97条まで 削除

第98条第1項第1号中「看護師、准看護師又は看護補助者」を「保健師又は看護師若しくは准看護師」に改める。

第104条の次に次の1条を加える。

(利用者負担額に係る管理)

第104条の2 指定生活訓練事業者は、支給決定障害者である利用者が同一の月に当該指定生活訓練事業者が提供する指定生活訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたとき(規則で定める支給決定障害者にあつては、その者の依頼があつた場合に限る。)は、当該指定生活訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る負担額の合計額を算定しなければならない。この場合において、その合計額を当該支給決定障害者に係る市町村等に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第105条第1項中「から第22条まで」を「、第20条、第22条」に、「、第54条及び第87条」を「及び第54条」に改め、「、第21条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者(規則で定める者を除く。)」と及び「、第87条中「支給決定障害者である利用者」とあるのは「支給決定障害者(規則で定める者に限る。以下この条において同じ。)」である利用者」とを削る。

第110条第1項中「第22条まで」を「第20条まで、第22条」に、「第87条の」を「第104条の2の」に改め、「、第21条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者(規則で定める者を除く。)」と及び「、第87条中「入居前の体験的な指定共同生活介護を受け

ている者を除く」とあるのは「規則で定める者に限る」と、」を削る。

第119条中「相談」の次に「、入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。

第120条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 生活支援員

第120条の次に次の13条を加える。

(管理者)

第120条の2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

(設備)

第120条の3 指定共同生活援助事業所には、共同生活援助を行う住居として、共同生活住居(規則で定める住居を除く。第5項及び第6項において同じ。)を1以上設けなければならない。

2 共同生活住居は、住宅地その他利用者とその家族又は地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、障害者支援施設その他の規則で定める施設の敷地外に設けなければならない。

3 一の指定共同生活援助事業所における共同生活住居の入居定員の合計は、4人以上とする。

4 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

5 一の共同生活住居の入居定員は、2人以上10人(規則で定める場合にあつては、規則で定める人数)以下とする。

6 共同生活住居は、ユニット(居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下この条及び第120条の13において同じ。)を1以上有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

7 一のユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

8 ユニットに関する基準は、規則で定める。

(対象者等)

第120条の4 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者が入居するときは、その者の心身の状況、生活歴及び病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者が退居するときは、その者の希望を踏まえた上で、その者の退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者が退居するときは、その者に対し適切な援助を行うとともに、その者が利用する保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退去の記録の記載等)

第120条の5 指定共同生活援助事業者は、利用者が入居又は退居

をするときは、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の期日その他の必要な事項を当該利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、前項に規定する事項その他の必要な事項を、遅滞なく、利用者である支給決定障害者に係る市町村等に報告しなければならない。ただし、当該市町村等が報告の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(取扱方針)

第120条の6 指定共同生活援助事業者は、第121条第2項において読み替えて準用する障害福祉サービス事業基準条例第17条第1項に規定する共同生活援助計画(次項において「共同生活援助計画」という。)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、その者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、その者が引き続き当該指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、自らその行う指定共同生活援助の質の評価を行うとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、その提供する指定共同生活援助の質の改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第120条の7 サービス管理責任者は、第121条第2項において読み替えて準用する障害福祉サービス事業基準条例第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者の身体及び精神の状況並びに当該指定共同生活援助事業所における指定障害福祉サービス以外の指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境等に照らし、その者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう、指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

(4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

第120条の8 利用者に対する介護は、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の身体及び精神の状況に応じて適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と同業者とが共同で行うよう努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者に対して、その者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護

又は家事等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第120条の9 指定共同生活援助事業者は、利用者に関する指定生活介護事業所等との連絡調整、その者の余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、その者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第120条の10 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 第30条第1号、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事項

(2) 入居定員

(3) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(4) 入居に当たっての留意事項

(5) 非常災害対策

(6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第120条の11 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し適切な指定共同生活援助を提供することができるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の規定により従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実にすることができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託することにより他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、従業者及び管理者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

第120条の12 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第120条の13 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限り

でない。

(協力医療機関等)

第120条の14 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、利用者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、特定の歯科医療機関との間で、利用者への歯科医療の提供に関し当該歯科医療機関の協力を得ることについて合意しておくよう努めなければならない。

第121条第1項中「第83条から第96条まで(第90条第1項並びに第93条第3項ただし書及び第4項を除く。)」を「第104条の2」に、「第121条第1項において準用する第92条」を「第120条の10」に、「第121条第1項において準用する第96条第1項」を「第120条の14第1項」に改め、「、第89条第3号及び第91条第1項中「指定生活介護事業所」とあるのは「第103条第1項に規定する指定生活訓練事業所」と、第90条第3項中「介護又は家事等」とあるのは「家事等」と」を削る。

第13章中第121条の次に次の1条を加える。

(外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基準)

第121条の2 外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生

活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画(外部サービス利用型指定共同生活援助に係る第3条第1項に規定する個別支援計画をいう。)の作成、相談その他の日常生活上の援助及び当該指定共同生活援助事業所の事業者が委託する指定居宅介護を行う事業者により当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助からなる指定共同生活援助をいう。)の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、規則で定める。第122条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附則第2項中「指定共同生活介護又は」を削り、「第84条第2項(第121条第1項において準用する場合を含む。)」を「第120条の3第2項」に改める。

附則第3項中「指定共同生活介護又は」を削り、「第84条第7項(第121条第1項において準用する場合を含む。)」を「第120条の3第7項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

障害者支援課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年3月20日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第13号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項中

(3) 法第10条第4項において準用する法第8条第1項の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請に係る旅券の交付	〃	200円	を
(4) 法第12条第3項において準用する法第8条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請に係る旅券の交付	〃	500円	

(3) 法第12条第3項において準用する法第8条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請に係る旅券の交付	〃	500円	に改め、
---	---	------	------

同表の5の項中

(4) 児童福祉法施行令第18条第1項の規定による保育士登録証の再交付	〃	1,100円	を
-------------------------------------	---	--------	---

(4) 児童福祉法施行令第18条第1項の規定による保育士登録証の再交付	〃	1,100円	に改め、
(5) 児童福祉法施行令第21条の規定による厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	〃	2,400円	

同表の6の項中

「 <table border="1"><tr><td>19,800円</td></tr><tr><td>2,600円</td></tr></table> 」を「 <table border="1"><tr><td>20,200円</td></tr><tr><td>2,600円</td></tr></table> 」に、	19,800円	2,600円	20,200円	2,600円	「 <table border="1"><tr><td>19,800円</td></tr><tr><td>22,300円</td></tr><tr><td>8,400円</td></tr><tr><td>8,400円</td></tr></table> 」を	19,800円	22,300円	8,400円	8,400円	「 <table border="1"><tr><td>20,200円</td></tr><tr><td>22,600円</td></tr><tr><td>8,500円</td></tr><tr><td>8,500円</td></tr></table> 」に改め、同表の7の項中	20,200円	22,600円	8,500円	8,500円
19,800円														
2,600円														
20,200円														
2,600円														
19,800円														
22,300円														
8,400円														
8,400円														
20,200円														
22,600円														
8,500円														
8,500円														

「1万6,500円」を「1万7,900円」に改め、同表の10の項中「87,000円」を「88,000円」に改め、同表の19の項中「納豆製造業」を「納豆製造業」に、「7,000円」を「7,100円」に、「特別牛乳さく取処理業」を「特別牛乳搾取処理業」に、

「かん詰又はびん詰食品製造業」を「缶詰又は瓶詰食品製造業」に改め、同表の30の項中 「27,900円」を「28,100円」に

改め、同表の33の項中

29,000円
11,000円
144,800円
135,800円

を

29,300円
11,100円
145,100円
136,100円

に、

88,400円
70,200円
70,200円
144,800円
135,800円
89,000円
115,800円
108,600円
5,700円
70,700円
56,100円
56,100円
115,800円
108,600円
71,200円
81,100円
70,800円
46,800円
70,800円
46,800円

を

88,700円
70,500円
70,500円
145,100円
136,100円
89,300円
116,100円
108,900円
5,800円
71,000円
56,400円
56,400円
116,100円
108,900円
71,500円
81,300円
71,000円
47,000円
71,000円
47,000円

に、

81,100円	81,300円		
35,400円	35,600円		
28,900円	29,100円		
35,400円	35,600円		
28,900円	29,100円		
81,100円	81,300円		
70,800円	71,000円		
46,800円	47,000円		
54,300円	54,500円		
48,500円	48,700円		
35,100円	35,300円		
48,500円	48,700円		
35,100円	35,300円		
5,700円	5,800円		
54,300円	54,500円		
22,500円	22,700円		
20,500円	20,700円		
22,500円	22,700円		
20,500円	20,700円		
54,300円	54,500円		
48,500円	48,700円		
35,100円	35,300円		
74,400円	74,700円		
63,900円	64,200円		
39,900円	40,100円		
63,900円	64,200円		
39,900円	40,100円		
74,400円	74,700円		
33,500円	33,700円		
27,000円	27,200円		
33,500円	33,700円		
27,000円	27,200円		
74,400円	74,700円		
63,900円	64,200円		
39,900円	40,100円		
200,100円	200,200円		
35,300円	35,400円		

を

に、

を

に、「8万3,500円」を「10万2,600円」に、

「69,900円」を「73,800円」に、「6万9,900円」を「7万3,800円」に、「36,800円」を「39,800円」に、
「3万6,800円」を「3万9,800円」に、

ア 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第3項第1号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医薬部外品が無菌医薬部外品である場合に限る。）	品目の数が1である場合	〃	83,500円	を
--	-------------	---	---------	---

ア 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第3項第1号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医薬部外品が無菌医薬部外品である場合に限る。）	品目の数が1である場合	〃	102,600円	に、
--	-------------	---	----------	----

「ア 当該調査に係る医療機器の製造所が省令第26条第5項第2号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医療機器が滅菌医療機器である場合に限る。）

品目の数が1である場合	”	83,500円
-------------	---	---------

を

「ア 当該調査に係る医療機器の製造所が省令第26条第5項第2号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医療機器が滅菌医療機器である場合に限る。）

品目の数が1である場合	”	102,600円
-------------	---	----------

に、

95,900円
20,700円

を

96,100円
20,800円

に、

30,700円
20,700円
61,700円

を

30,800円
20,800円
61,800円

に、

11,000円
7,100円

を

11,100円
7,100円

に、

15,000円

を

15,100円

に、

11,000円
70,800円
48,500円
17,800円
54,000円
47,200円
30,700円
47,200円
30,700円
54,000円
47,200円
30,700円
54,000円
47,200円
30,700円
54,000円
47,200円
30,700円
83,500円

を

11,100円
71,000円
48,700円
17,900円
54,200円
47,500円
30,900円
47,500円
30,900円
54,200円
47,500円
30,900円
54,200円
47,500円
30,900円
54,200円
47,500円
30,900円
102,600円

に改め、

同表の44の項中「7万8,800円」を「7万9,600円」に、「167,300円」を「167,500円」に、「10万6,800円」を「10万7,800円」

に、「438,700円」を「439,200円」に、「8,300円」を「8,400円」に、「19,000円」を

33,200円
95,500円
126,600円
95,200円
106,400円
100,800円
116,500円
101,700円
108,600円
26,100円

を

19,200円

に、

35,400円

を

35,500円

に、「3万8,300円」を「3万8,800円」に、

「

33,600円
96,800円
128,300円
96,500円
107,800円
102,100円
118,000円
103,000円
110,100円
26,500円

」に改め、同表の52の項中「

8,200円

」を「

8,300円

」に改め、同表の56の項中

「

710円

」を「

720円

」に、「

770円
410円
320円

」を「

790円
410円
330円

」に、「

600円
600円
550円
320円

」を

「

610円
610円
560円
330円

」に、「

550円
670円

」を「

560円
680円

」に改め、同表の60の項中「

2,800円

」を

「

2,900円

」に改め、同表の61の項中「6,000円と」を「6,100円と」に、「3,700円」を「3,800円」に改め、同表の68の項中

「

13,000円

」を「

14,000円

」に改め、同表の72の項中「

8,900円

」を「

9,000円

」に、

「

500円

」を「

510円

」に改め、同表の74の5の項中「

11,000円
19,000円

」を「

12,000円
19,000円

」に、

「

43,000円
68,000円

」を「

44,000円
68,000円

」に改め、同項の備考の付表中「

200,000円

」を「

210,000円

」に改め、同表の75の項中「

900円

」を「

920円

」に改める。

別表第2の児童福祉法第18条の8第2項の規定による保育士試験の実施の項の次に次のように加える。

児童福祉法施行令第21条の規定による厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	児童福祉法第18条の9第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の5の(5)に掲げる額
--	------------------------------	-----------------

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の4の項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。(経過措置)
- 旅券法の一部を改正する法律(平成25年法律第69号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる申請に係る旅券の交付に係る手数料については、この条例による改正後の長野県手数料徴収条例別表第1の4の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

こども・家庭課 薬事管理課 国際課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年3月20日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第14号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表の25の項の次に次のように加える。

<p>25の2 長野県地球温暖化対策条例(平成18年長野県条例第19号)の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第20条第2項の規定による建築物に係る環境への負荷の低減の検討に係る届出の受理 (2) 第20条第3項の規定による届出事項の変更又は新築の中止の届出の受理 (3) 第20条第4項の規定による建築物に係る環境への負荷の低減の検討に係る届出等の内容の公表 (4) 第21条第2項の規定による建築物への自然エネルギー設備の導入の検討に係る届出の受理 (5) 第21条第3項の規定による届出事項の変更又は新築の中止の届出の受理 (6) 第21条第4項の規定による建築物への自然エネルギー設備の導入の検討に係る届出等の内容の公表 (7) 第22条第2項の規定による建築物における有効利用可能エネルギーの活用^の検討に係る届出の受理 (8) 第22条第3項の規定による届出事項の変更又は新築の中止の届出の受理 (9) 第22条第4項の規定による建築物における有効利用可能エネルギーの活用^の検討に係る届出等の内容の公表 (10) 第28条第3項の規定による援助 (11) 第29条第3項の規定による報告の徴収等 (12) 第31条第3項の規定による届出を行うべき旨の勧告 (13) 第32条の規定による報告をしなかった旨等の公表(11)及び(12)に掲げる事務に係るものに限る。) 	<p>長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市及び塩尻市(岡谷市、飯田市、諏訪市及び塩尻市にあっては、(10)、(11)及び(13)に掲げる事務のうち、建築基準法(昭和25年法律第201号)第97条の2第1項の政令で定める事務に係る建築物に係るものに限る。)</p>
---	--

別表の43の項中「(昭和25年法律第201号)」を削り、「規定により置かれた建築主事の権限に属する」を「政令で定める事務に係る」に改める。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

温暖化対策課

長野県中小企業振興条例をここに公布します。

平成26年3月20日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第15号

長野県中小企業振興条例

目次

前文

第1章 総則(第1条-第11条)

第2章 基本的施策

第1節 中小企業者の経営の向上及び改善等(第12条-第15条)

第2節 創業並びに次世代産業の創出及び集積等(第16条-第18条)

第3節 地域に根差した産業の振興等(第19条-第21条)

第4節 小規模企業者の事業の振興(第22条)

第5節 雇用の機会の確保等(第23条-第25条)

第6節 産学官連携等の推進等(第26条-第31条)

附則

長野県の中小企業は、産業発展の原動力であり、地域社会を担う重要な存在である。

長野県は、美しい自然環境、豊かな農林水産物、先人の努力の賜物である健康長寿、勤勉で教育を重んじる県民性等に恵まれている。長野県の産業は、こうした強みを生かしてこれまで大きな発展を遂

げてきており、今後も次世代産業の創出等を通じて一層飛躍していく可能性を秘めている。長野県の産業は、その基幹産業が明治期の製糸工業から戦後の精密機械工業、それから加工組立型産業へと変遷するなど、巧みにその構造の転換を図りつつ発展してきており、近年は、自動車産業の電装化分野へと展開している。そして、地域に根差した様々な産業の発展により、地域の雇用が生まれ、地域経済が支えられ、地域の伝統技能が継承され、地域の人々の暮らしが守られている。こうした産業の発展とそれによる地域社会の安定に大きく貢献しているのは、進取の気性に富み、旺盛な企業家精神に溢れる中小企業者である。

現在、大きな社会経済情勢の変化の中で、中小企業者は、時代の変化にしなやかに対応し、新たな分野への進出等に果敢に挑戦し、産業イノベーションを巻き起こすことが期待されている。さらに、志の高い起業家が、その創意工夫と努力により事業を開拓したり、県民等の多様な主体と協働して地域社会の課題解決を図る新しい事業の形が生まれることも期待される。

こうした中小企業者が挑戦し、中小企業が発展していく物語は、未来を担う子どもたちに夢や希望を与えるに違いない。そして、その発展の先には、年齢、性別、国籍及び障害の有無にかかわらず、県民一人一人がそれぞれの能力を発揮して、生き生きと働き続けることができる社会が期待できる。

そのためには、中小企業者の自主的な経営努力に加え、県民の理

解と協力の下、県、国、市町村と関係団体等が連携して、中小企業者の挑戦を応援していくことが必要である。

ここに、中小企業者が未来への希望を持ち、新たな挑戦を行うことにより、一層発展することを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的な中小企業の振興を図り、もって地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる者であって、県内に事務所又は事業所(次号において「事務所等」という。)を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業関係団体等 一般社団法人長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、一般社団法人長野県商工会議所連合会、商工会議所、長野県商工会連合会、商工会、商店街振興組合その他の中小企業関係団体並びに公益財団法人長野県中小企業振興センター及び公益財団法人長野県テクノ財団をいう。
- (4) 大企業者 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者以外の事業者(金融機関等を除く。)をいう。
- (5) 教育機関等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、公共職業能力開発施設及び研究機関をいう。
- (6) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関及び長野県信用保証協会をいう。
- (7) 労働団体 労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。
- (8) 関係団体等 第3号から前号までに掲げる団体等をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者が自主的に経営革新等による経営の向上及び改善に取り組むことが促進されるようにするとともに、県産品の利用が地域の経済循環を創出し、中小企業の発展に資することに鑑み、その積極的な利用が図られるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 中小企業の振興は、創業並びに次世代産業の創出及び集積が行われることなどにより産業イノベーションの創出(新たな製品又はサービスの開発等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出することをいう。次条第1項において同じ。)が促進されることにより、行われなければならない。
- 3 中小企業の振興は、地域に根差した、又は地域資源を活用した産業が発展することを旨として、行われなければならない。
- 4 中小企業の振興は、小規模企業者が地域経済の安定、次世代産業の創出等に重要な役割を果たしていることに鑑み、その自助努力を基本としつつ、その経営資源が確保されることに配慮し、その経営の規模及び形態等に応じその活力が最大限に発揮されることに留意して行われなければならない。
- 5 中小企業の振興に関する施策は、年齢、性別、国籍及び障害の

有無にかかわらず就業を希望する者に雇用の機会が確保され、並びに中小企業における労働環境が整備されるとともに、中小企業を担う人材の育成及び確保が図られることに留意して、行われなければならない。

6 中小企業の振興に関する施策は、県、国、市町村、中小企業者及び関係団体等が相互に連携するとともに、県民が協力することにより、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、特に産業イノベーションの創出が図られることに留意して、前条に定める基本理念の通りに、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、中小企業の振興に関する施策の策定に当たっては、中小企業者及び中小企業関係団体等の意見を反映するよう努めるものとする。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的に経営革新等による経営の向上及び改善を図るとともに、地域貢献活動の実施に努めなければならない。

2 中小企業者は、自らの特長を知り、相互に、又は関係団体等と連携し、その経営能力並びに製品及びサービスの開発能力を高め、新たな事業分野への進出を図るよう努めなければならない。

3 中小企業者は、労働者の積極的な雇用及び育成並びにその労働環境の整備に努めなければならない。

4 中小企業者は、その経営能力の向上等を図るため、中小企業関係団体へ積極的に加入するよう努めなければならない。

5 中小企業者は、その事業活動において原材料及び物品を調達する場合には、県産品を購入するよう努めなければならない。

(中小企業関係団体等の役割)

第6条 中小企業関係団体等は、中小企業者の経営能力の向上並びにその製品及びサービスの開発能力の向上に資するため、特に小規模企業者に配慮して、相談、指導、技術支援、研修等を行うとともに、関係団体等が連携する体制を構築する役割を果たすよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、その事業活動と中小企業者の事業活動とが相互に依存している関係にあること及びその業種を問わず中小企業者の経営に大きな影響力を持つことに鑑み、中小企業関係団体への加入等を通じて中小企業者との意思疎通を図りつつ、中小企業者が供給する原材料、製品及びサービスの利用並びに中小企業者への技術支援等を行う役割を果たすよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第8条 大学及び研究機関は、中小企業者と連携して研究開発を行うとともに、既に大学を卒業した者も対象とした高度な専門的知識及び技術を養成するための教育を行う役割を果たすよう努めるものとする。

2 学校及び公共職業能力開発施設は、児童、生徒、学生等の健全な勤労観及び職業観を形成するための教育等を行う役割を果たすよう努めるものとする。

3 職業教育を行う学校及び公共職業能力開発施設は、技術及び技能を養成するための実践的で充実した教育等を行う役割を果たすよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第9条 金融機関等は、相談、融資等を通じて中小企業者の経営の向上及び改善並びにその事業の成長発展を支援する役割を果たすよう努めるものとする。

(労働団体等の役割)

第10条 労働団体は、労働者の一層の勤労意欲の向上等を通じて中小企業の発展を図るため、中小企業者が行う労働環境の整備等に協力する役割を果たすよう努めるものとする。

2 中小企業の労働者は、中小企業が重要な存在であることを理解し、その就業する中小企業の将来をその経営者とともに考え、当該中小企業における自らの役割を自覚し、自らの能力の向上を図ることを通じて、中小企業の発展に寄与する役割を果たすよう努めるものとする。

(県民の役割)

第11条 県民は、県産品の利用等が中小企業の発展に資することを理解し、その積極的な購入等を行うことによりその発展に寄与する役割を果たすよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

第1節 中小企業者の経営の向上及び改善等

(受注機会の増大及び県産品の積極的な購入)

第12条 県は、工事の発注並びに物品及びサービスの調達に当たっては、中小企業者の受注の機会が増大するよう配慮するとともに、県産品の積極的な購入に努めるものとする。

(販路の拡大等)

第13条 県は、中小企業者の経営革新等による経営の向上及び改善を図るため、新たな製品又はサービスの開発に対する支援、国内外において販路を拡大するための支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の販路を拡大するための支援は、中小企業者への商談の機会の提供、中小企業者がその事業基盤を県内に維持しつつ行う国内外における事業展開への支援その他の必要な措置を講ずることにより行うものとする。

(融資及び相談の実施等)

第14条 県は、前条に定めるもののほか、中小企業者の経営の向上及び改善を図るため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 融資及び相談の実施
- (2) 輸送条件その他の立地条件の変化に対応した産業基盤の整備
- (3) 中小企業者が行うエネルギーの使用の合理化に資する取組への支援
- (4) 下請中小企業者に対する公正な取引を推進するために必要な措置

(災害の発生後における事業継続の支援)

第15条 県は、中小企業関係団体及び金融機関等と連携し、中小企業者が災害の発生後も円滑に事業を継続することができるよう、その事業継続計画の策定の支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第2節 創業並びに次世代産業の創出及び集積等

(創業の促進)

第16条 県は、創業を促進するため、創業に関する情報提供、相談、融資その他の必要な措置を講ずるものとする。

(次世代産業の創出の促進)

第17条 県は、地域における次世代産業の創出を促進するため、製品及びサービスの開発及び高付加価値化に対する支援、融資その

他の必要な措置を講ずるものとする。

(企業の立地及び定着等の促進)

第18条 県は、次世代産業の集積等により地域における中小企業の発展を図るため、市町村、県内企業、大学及び金融機関等と連携し、県内への企業の立地を促進するとともに、県内に立地した企業の定着及び発展を図るため、当該企業と十分な意思疎通を図りつつ、研究開発への支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3節 地域に根差した産業の振興等

(商業及びサービス業等の振興)

第19条 県は、地域に根差した商業及びサービス業が地域社会に果たす役割の重要性に鑑み、商業及びサービス業を担う中小企業の振興を図るため、商店街に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、地域に根差した建設産業を担う中小企業の振興を図るため、その技術の向上及び継承の取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地場産業の振興)

第20条 県は、食品、伝統的工芸品等に係る地場産業を担う中小企業の振興を図るため、販路の拡大、その技術の高度化及び継承の取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(観光産業等の振興)

第21条 県は、地域資源を活用した観光産業を担う中小企業の振興を図るため、国内外からの誘客の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、地域資源を活用した農林水産業を担う中小企業の振興を図るため、販路の拡大その他の必要な措置を講ずるものとする。

第4節 小規模企業者の事業の振興

(小規模企業者の事業の振興)

第22条 県は、小規模企業者の事業を振興することにより地域経済の安定、次世代産業の創出等を図るため、その事業環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第5節 雇用の機会の確保等

(雇用の機会の確保等)

第23条 県は、中小企業における雇用の機会を確保するため、就業を希望する者に対する情報提供、職業紹介その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、中小企業における労働環境の整備を促進するため、啓発活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第24条 県は、中小企業を担う人材の育成及び確保を図るため、公共職業能力開発施設の充実、中小企業者の需要に応じた職業訓練の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

(後継者の育成等)

第25条 県は、中小企業関係団体等及び金融機関等と連携し、中小企業者が円滑に事業の承継を行うことができるよう、その後継者の育成、後継者がいない中小企業者に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第6節 産学官連携等の推進等

(産学官連携等の推進)

第26条 県は、中小企業の製品及びサービスの開発及び高付加価値化等を促進し、ひいては次世代産業を創出するため、関係機関等の連携を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(市町村との連携等)

第27条 県は、中小企業の振興に関し、市町村との連携を強化するとともに、市町村に対し、その中小企業の振興に関する施策についての助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(広報活動の充実等)

第28条 県は、県民等の中小企業の振興に関する理解を深めるとともに、中小企業者の受注の機会の増大及び県産品の積極的な購入が図られるようにするため、広報活動の充実、優れた中小企業者の顕彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究)

第29条 県は、中小企業の振興に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を実施するものとする。

(財政上及び税制上の措置)

第30条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上及び税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第31条 知事は、毎年、中小企業の振興に関する施策の実施状況について、その概要を公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

産業政策課

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年 3月20日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第16号

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例(昭和58年長野県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表の繊維の項中「7,500円」を「7,600円」に改め、同表の機械金属の項中

熱 処 理 試 験	1 時 間 (1 件)	4,400円以上62,000円以下	を
鋳 物 砂 試 験	1 件	800円以上1,400円以下	

熱 処 理 試 験	1 時 間	6,600円以上19,000円以下	に、「8,100円」を「8,300円」に、「2,800円」を「2,900円」に、
-----------	-------	-------------------	--

「22,000円」を「23,000円」に、「9,000円」を「9,500円」に改め、同表の食品の項中「38,000円」を「39,000円」に改め、同表の化学等の項中「3,300円」を「2,500円」に、「34,000円」を「35,000円」に、「1,000円以上9,900円」を「600円以上10,000円」に、「14,000円」を「20,000円」に、「1,700円以上3,400円」を「1,300円以上3,500円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。

ものづくり振興課

長野県の契約に関する条例をここに公布します。

平成26年 3月20日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第17号

長野県の契約に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、県の契約に関し、基本理念を定め、並びに県及び県の契約の相手方の責務を明らかにするとともに、契約に関する県の取組の基本となる事項を定めることにより、契約制度の公正かつ適切な運用を図りつつ、県の一定の行政目的を実現するために契約の活用を図り、もって県民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「県の契約」又は「契約」とは、県を当事者の一方とする契約で県以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し県が対価の支払をすべきものをいう。

(基本理念)

第3条 県の契約は、地域経済の健全な発展に資するため、契約の過程及び内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること並びに談合その他の不正行為の排除が徹底されることにより、その適正化が図られなければならない。

2 県の契約は、その履行により県民に提供されるサービスを安全かつ良質なものとするため、経済性に配慮しつつ、適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結を防止すること及び価格以外の多様な要素も考慮することにより、総合的に優れた内容のものとしなければならない。

3 県の契約の締結に当たっては、それによる支出が持続可能で活力ある地域社会の実現に重要な意義を有することに鑑み、契約の目的及び内容に応じ次に掲げる事項に配慮しなければならない。

- (1) 地域における雇用の確保が図られること。
- (2) 県産品の利用が図られること。
- (3) 県内の中小企業者の受注機会の確保が図られること。
- (4) 県民が安全で安心して暮らすことができるようにするための

活動を行う事業者の育成に資することとなること。

- (5) 事業者の有する専門的な技術の継承が図られること。
- (6) その他持続可能で活力ある地域社会の実現に資することとなること。

4 県の契約の締結に当たっては、それが社会的な責任を果たす事業者の育成に資することとなるよう、契約の目的及び内容に応じ事業者に係る次に掲げる事項に配慮しなければならない。

- (1) 県の契約の履行に係る業務に従事する労働者の賃金が適正な水準にあることその他の労働環境が整備されていること。
- (2) 環境に配慮した事業活動を行っていること。
- (3) 障害者その他の就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資する取組を行っていること。
- (4) 男女共同参画社会の形成に資する取組を行っていること。
- (5) その他社会貢献活動を行っていること。

(県の責務)

第4条 県は、予算の適正な使用に留意しつつ、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県の契約が確実に履行されるために必要な措置を講ずるものとする。

(県の契約の相手方の責務)

第5条 県の契約の相手方は、その履行が県民の福祉の増進に資することとなることを自覚し、それを確実に履行しなければならない。

2 県の契約の相手方は、その締結に当たり第3条第3項各号及び第4項各号に掲げる事項に配慮されていることに留意してその履行をしなければならない。

(県の取組方針)

第6条 知事は、基本理念を踏まえた契約の締結及び履行の確保をするため県が取り組むべき方針(以下この条において「取組方針」という。)を定めなければならない。

2 取組方針には、基本理念を踏まえた契約の締結の方法その他当該契約の締結等に関し必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、取組方針を定めようとするときは、あらかじめ、公営企業管理者に協議するとともに、長野県契約審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、取組方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、取組方針の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)について準用する。

6 知事その他の予算執行の権限を有する者は、取組方針に基づき契約の締結等を行うものとする。

(長野県契約審議会)

第7条 契約に関する県の取組を基本理念の実現に資するものとするため、長野県契約審議会(以下この条において「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、前条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定により意見を聴かれた事項その他の契約に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

3 審議会は、委員12人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

7 この条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(指定管理者の選定等)

第8条 県は、公の施設の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)に行わせようとするときは、基本理念の趣旨を踏まえ、その選定等を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第3の3中

「 建設工事紛争審査会の委員及び特別委員 」を

「 建設工事紛争審査会の委員及び特別委員
契約審議会の委員及び特別委員 」に改める。

建設政策課技術管理室

長野県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年3月20日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第18号

長野県都市公園条例の一部を改正する条例

長野県都市公園条例(昭和41年長野県条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1中「100分の6.3」を「100分の6.48」に改め、同1の備考に次のように加える。

3 売店である公園施設のうち知事が定めるものの設置に係る使用料の額は、知事が別に定める額とする。

別表第1の2中「第2号の2」を「第2号の3」に改め、同2の備考に次のように加える。

7 使用期間が1月未満である場合における使用料の額は、この表により算定して得た額に1.08を乗じて得た額とする。

別表第1の3中 「 550 」を 「 560 」に、

460
650
13,500

を

470
660
13,800

に改める。

別表第2の1から3までを次のように改める。

1 野球場

区 分		金 額		
		長野県長野運動公園	長野県伊那運動公園	長野県飯田運動公園
入場料を徴収して利用する場合	入場者数 2,000人未満	円 40,000		円 29,000
	” 2,000人以上 3,000人未満	73,000		51,000
	” 3,000人以上 5,000人未満	105,000		73,000
	” 5,000人以上 7,000人未満	158,000		105,000
	” 7,000人以上 10,000人未満	211,000		158,000
	” 10,000人以上	318,000		211,000
入場料を徴収しないで利用する場合	午前8時30分から正午まで	5,800	4,700	4,700
	正午から午後5時まで	8,300	6,700	6,700
	午前8時30分から午後5時まで	11,700	9,300	9,300
	午後5時から午後9時まで	6,600	—	5,400
	超過時間(超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。)1時間につき	1,700	1,300	1,300

2 陸上競技場、補助競技場及び弓道場

区 分		金 額					
		午前8時30分 から正午 まで	正午から午 後5時まで	午前8時30 分から午後 5時まで	午後5時から 午後9時 (弓道場に あっては、 午後8時) まで	超 過 時 間 (超過時間 が1時間未 満のときは 1時間とし、 超過時間に 1時間未満 の端数があ るときは切 り上げるも のとする。) 1時間につ き	
陸上競技場	グラウンド 専用する 場合	入場料を徴収 して利用する 場合	円 15,000	円 23,000	円 38,000	円 —	円 4,500
		入場料を徴収 しないで利用 する場合	5,200	7,500	12,700	6,000	1,500
	専用しない 場合	一般	1人につ いて 150円	1人につ いて 150円	1人につ いて 300円	—	—
		小・中学生及 び高校生	” 50円	” 50円	” 100円	—	—
役員室		900	2,000	2,900	2,000	400	
補助競技場	専用する場合		4,200	5,200	8,400	—	1,000
	専用しない 場合	一般	1人につ いて 150円	1人につ いて 150円	1人につ いて 300円	—	—
		小・中学生及 び高校生	” 50円	” 50円	” 100円	—	—
弓道場	射場 専用する 場合	1人立につ いて 1,200円	1人立につ いて 1,400円	1人立につ いて 2,400円	—	1人立につ いて 300円	
		一般	1人につ いて 250円	1人につ いて 250円	1人につ いて 500円	1人につ いて 250円	—
	専用しない 場合	小・中学生及 び高校生	” 100円	” 100円	” 200円	” 100円	—
		指導員室	600	800	1,400	—	200
研修室		1,200	1,600	2,800	—	400	

(備考) 陸上競技場の役員室とグラウンドとを併せて利用する場合(グラウンドを専用する場合に限る。)にあつては、グラウンドを利用する場合の額とする。

3 相撲競技場、庭球競技場及び多目的運動場

区 分		金 額			
		相撲競技場	庭球競技場	多目的運動場	
専用する場合	午前8時30分から正午まで	円 700	コート1面について 1,400円	円 1,100	
	正午から午後5時まで	900	” 1,600円	1,400	
	午前8時30分から午後5時まで	1,400	” 2,800円	2,500	
	午後5時から午後9時まで	—	” 1,400円	1,200	
	超過時間(超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。)1時間につき	—	” 400円	300	
専用しない場合	午前8時30分から正午まで	一般	1人について 150円	1人について 300円	—
		小・中学生及び高校生	” 50円	” 100円	—
	正午から午後5時まで	一般	” 150円	” 300円	—
		小・中学生及び高校生	” 50円	” 100円	—
	午前8時30分から午後5時まで	一般	” 300円	” 600円	—
		小・中学生及び高校生	” 100円	” 200円	—

(備考) 庭球競技場を専用して2時間利用する場合の利用料金の額は、800円とする。

別表第2の5を削り、同表の4中 「 4,100 | 5,100 | 8,200 」 を 「 4,200 | 5,200 | 8,400 」 に改め、

同4を同表の5とし、同表の3の次に次のように加える。

4 体育館

区 分				金 額						
				午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前8時30分から午後5時まで	正午から午後10時まで	午前8時30分から午後10時まで	超過時間(超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。)1時間につき
全部を利用する場合	入場料を徴収して利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	第1体育館	円 15,000	円 21,000	円 26,000	円 36,000	円 47,000	円 62,000	円 4,600
			第2体育館	7,300	10,000	12,000	17,300	22,000	29,300	2,200
		上記以外に利用する場合	第1体育館	63,000	84,000	105,000	147,000	189,000	252,000	19,000
			第2体育館	31,000	41,000	51,000	72,000	92,000	123,000	9,100
一部を利用する場合	専用する場合			全部を利用する場合の項に掲げる区分に従い、当該区分に定める額の2分の1に相当する額						
	専用しない場合			一般		1人1回について 150円				
			小・中学生及び高校生		” 50円					

別表第2の7を削り、同表の6中「

3,300	6,600	9,900
-------	-------	-------

」を「

3,400	6,800	10,200
-------	-------	--------

」に改め、

同6を同表の7とし、その前に次のように加える。

6 総合球技場

区 分		金 額							超過時間 (超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間が1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。)1時間につき	
		午前8時30分 から正午 まで	正午から午 後5時まで	午後5時か ら午後9時 30分まで	午前8時30 分から午後 5時まで	正午から午 後9時30分 まで	午前8時30 分から午後 9時30分ま で	円		
グラ ウン ド	入場料を徴収して利用する場合	円 23,000	円 44,000	円 51,000	円 67,000	円 95,000	円 118,000	円 9,100		
	上記以外に利用する場合	入場料の総額に100分の10を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)。ただし、その額が29万4,000円に満たないときは、29万4,000円とする。								
	入場料を徴収しないで利用する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	一般	11,000	22,000	26,000	33,000	48,000	59,000	4,500
		小・中学生及び高校生	5,700	11,000	12,000	16,700	23,000	28,700	2,200	
	上記以外に利用する場合	57,000	109,000	128,000	166,000	237,000	294,000	23,000		
	第1多目的室	3,000	6,100	6,800	9,100	12,900	15,900	1,200		
	第2多目的室									
	第1会議室	900	2,000	2,100	2,900	4,100	5,000	400		
	第2会議室									
	第3会議室									
	第4会議室									
	第5会議室	900	2,000	2,200	2,900	4,200	5,100	400		
	第6会議室									
	第7会議室									
	第8会議室	1,300	2,600	2,900	3,900	5,500	6,800	500		
	第9会議室	900	2,000	2,100	2,900	4,100	5,000	400		
	第10会議室	2,000	3,900	4,400	5,900	8,300	10,300	800		
	特別会議室	4,700	9,300	10,000	14,000	19,300	24,000	1,800		
	観覧室	10,000	21,000	24,000	31,000	45,000	55,000	4,200		

(備考) 1 多目的室とグラウンドとを併せて利用する場合にあっては、グラウンドを利用する場合の額とする。

2 準備等のために、午後9時30分から翌日の午前9時までの間に利用する場合は、知事が別に定める額とする。

別表第2の11を削り、同表の10を同表の11とし、同表の9の(1)中「4,500円」を「4,600円」に、「6,000円」を「6,100円」に改め、同9を同表の10とし、同表の8を同表の9とし、その前に次のように加える。

8 やまびこドーム

区 分			金 額								
			午前8時30分 から正午 まで	正午から午 後5時まで	午後5時から 午後9時 30分まで	午前8時30 分から午後 5時まで	正午から午 後9時30分 まで	午前8時30 分から午後 9時30分ま で	超 過 時 間 (超過時間 が1時間未 満のときは 1時間とし、 超過時間に 1時間未満 の端数があ るときは切 り上げるも のとする。)1 時間に つき		
グラ ウ ン ド	全部を利用する場合	入場を収めて利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	円	円	円	円	円	円	円	
				21,000	41,000	46,000	62,000	87,000	108,000	8,300	
		上記以外に利用する場合	平日	104,000	210,000	235,000	314,000	444,000	548,000	42,000	
			日曜日、曜日及び休日	125,000	251,000	283,000	376,000	534,000	659,000	51,000	
		入場を収めないで利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	10,000	21,000	24,000	31,000	45,000	55,000	4,200
				小・中学生及び高校生	5,100	10,000	11,000	15,100	21,000	26,100	2,000
	上記以外に利用する場合		平日	51,000	104,000	117,000	155,000	221,000	272,000	21,000	
			日曜日、曜日及び休日	63,000	124,000	141,000	187,000	265,000	328,000	25,000	
	一部を利用する場合	テニスコートとして専用する場合	一般	コート1面2時間について 2,100円							
			小・中学生及び高校生	" 1,000円							
		専用しない場合	一般	1人2時間について 400円							
			小・中学生及び高校生	" 200円							
第1会議室			1,500	3,100	3,500	4,600	6,600	8,100	600		
第2会議室			1,200	2,500	2,800	3,700	5,300	6,500	500		
第3会議室			400	800	900	1,200	1,700	2,100	200		

- (備考) 1 「平日」とは、月曜日から金曜日までの日(2に規定する休日を除く。)をいう。
 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
 3 入場料を徴収しないで営業のために利用する場合は、入場料を徴収して利用する場合の額とする。
 4 準備等のために、午後9時30分から翌日の午前9時までの間に利用する場合は、知事が別に定める額とする。

別表第2の13中 「 3,600 4,900 5,900 8,500 10,800 」 を

「 3,700 5,000 6,000 8,700 11,000 」 に、

「 3,800 5,200 6,300 9,000 11,500 」 を

「

3,900	5,300	6,400	9,200	11,700
-------	-------	-------	-------	--------

」に改め、同表の14中

「

7,700	10,000	10,000	17,700	20,000	27,700
30,000	40,000	40,000	70,000	80,000	110,000

」を

「

7,900	10,000	10,000	17,900	20,000	27,900
30,000	41,000	41,000	71,000	82,000	112,000

」に、

「

7,700	10,000	10,000	17,700	20,000	27,700
-------	--------	--------	--------	--------	--------

」を

「

7,900	10,000	10,000	17,900	20,000	27,900
-------	--------	--------	--------	--------	--------

」に、

「

4,000	4,800	6,900	8,800
-------	-------	-------	-------

」を「

4,100	4,800	7,000	8,900
-------	-------	-------	-------

」に、

「

4,300	5,300	7,500	9,600
-------	-------	-------	-------

」を「

4,400	5,300	7,600	9,700
-------	-------	-------	-------

」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

都市計画課

風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例をここに公布します。

平成26年3月20日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第19号

風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年長野県条例第16号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前（この条例の施行の日の前日までの間に市町村が風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年政令第317号）で定める基準に従った条例の制定及び施行をした場合における当該市町村の区域にあっては、当該施行前）にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

3 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の36の項を次のように改める。

36 削除	
-------	--

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 前項の規定の施行の際現に存する風致地区について附則第2項の条例の制定及び施行をしていない市町村に対する知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の規定の適用については、この条例の施行の日（その日前に当該制定及び施行をした市町村にあっては、当該施行の日）までの間は、なお従前の例による。

都市計画課

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年3月20日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第20号

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例（昭和41年長野県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（毎事業年度生じる利益の処分）

第4条 法第32条第2項に規定する利益の処分は、企業債を償還するため積み立てた積立金を使用して企業債を償還した場合又は建設若しくは改良を行うため積み立てた積立金を使用して建設若しくは改良を行った場合に生じる利益にあつては、資本金に組み入れることにより行うこととする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

企業局

長野県議会議員の定数並びに選挙区の合区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年3月20日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第21号

長野県議会議員の定数並びに選挙区の合区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

長野県議会議員の定数並びに選挙区の合区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成10年長野県条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県議会議員の定数及び選挙区に関する条例

第2条を次のように改める。

（選挙区）

第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第1項の規定により、長野県議会議員の選挙区の名称及び区域は、次の表の左欄及び中欄のとおりとし、同条第8項の規定により、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表の右欄のとおりとする。

名称	区域	議員数
長野市選挙区	長野市	10人
松本市選挙区	松本市	6人
上田市小県郡選挙区	上田市、長和町、青木村	4人
岡谷市諏訪郡下諏訪町選挙区	岡谷市、下諏訪町	2人
飯田市選挙区	飯田市	3人
諏訪市選挙区	諏訪市	1人
須坂市上高井郡選挙区	須坂市、小布施町、高山村	2人
小諸市選挙区	小諸市	1人
伊那市選挙区	伊那市	2人
駒ヶ根市選挙区	駒ヶ根市	1人
中野市下高井郡選挙区	中野市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村	2人
大町市選挙区	大町市	1人
飯山市下水内郡選挙区	飯山市、栄村	1人
茅野市諏訪郡富士見町及び同郡原村選挙区	茅野市、富士見町、原村	2人
塩尻市選挙区	塩尻市	2人
佐久市北佐久郡選挙区	佐久市、軽井沢町、御代田町、立科町	4人
千曲市埴科郡選挙区	千曲市、坂城町	2人
東御市選挙区	東御市	1人

安曇野市選挙区	安曇野市	2人
南佐久郡選挙区	小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村	1人
上伊那郡選挙区	辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	2人
下伊那郡選挙区	松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	2人
木曾郡選挙区	上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村	1人
東筑摩郡選挙区	麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村	1人
北安曇郡選挙区	池田町、松川村、白馬村、小谷村	1人
上水内郡選挙区	信濃町、飯綱町、小川村	1人

第3条を削る。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、平成27年3月1日から施行する。
- この条例による改正後の長野県議会議員の定数及び選挙区に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される長野県議会議員の一般選挙から適用し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される長野県議会議員の一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

調 査 課

政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年3月20日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第22号

政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
政務活動費の交付に関する条例（平成13年長野県条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成25年4月1日から平成26年3月31日」を「平成26年4月1日から平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

総 務 課

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年3月20日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第23号

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例
長野県議会委員会条例（昭和35年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号のイ中「企画部」を「企画振興部」に改め、同条第

2号を次のように改める。

(2) 県民文化健康福祉委員会 10人

ア 県民文化部に関する事項

イ 健康福祉部に関する事項

第2条第3号中「環境商工観光委員会」を「環境産業観光委員会」に改め、同号のイ中「商工労働部」を「産業労働部」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置されている次表の左欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置された同表右欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。

左 欄	右 欄
総務企画警察委員会	総務企画警察委員会
健康福祉委員会	県民文化健康福祉委員会
環境商工観光委員会	環境産業観光委員会

議 事 課

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年3月20日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第24号

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(平成26年4月1日における号俸の調整)

14 平成26年4月1日において45歳に満たない学校職員のうち、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ当該各号に定める期日において第11条第1項の規定により昇給した学校職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事委員会が定める学校職員を除く。)その他当該学校職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める学校職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

(1) 30歳以上45歳未満の学校職員 平成21年1月1日

(2) 30歳に満たない学校職員 平成20年1月1日

15 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額を、当該号俸に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

16 前項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務をしている学校職員について準用する。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

教育総務課
義務教育課
高校教育課
特別支援教育課

長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年3月20日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第25号

長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

長野県高等学校授業料等徴収条例(昭和52年長野県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(授業料等の納入)

第1条 長野県の設置する高等学校に在学する者は授業料又は受講料を、当該高等学校に入学する者は入学料を、当該高等学校の入学審査を受けようとする者は入学審査料を納入しなければならない。

第2条第1項中「前条第1項及び第3項」を「前条」に、「及び

受講料、同条第4項の入学料並びに同条第5項の」を「、受講料、入学料及び」に改める。

第5条中「、高等学校に在学した期間及び履修した科目の単位数の計算」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)附則第2条第2項に規定する者に係る長野県高等学校授業料等徴収条例の規定の適用については、なお従前の例による。

高校教育課

長野県社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年3月20日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第26号

長野県社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例

長野県社会教育委員の定数及び任期に関する条例(昭和24年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県社会教育委員条例

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付し、同条中「委員という以下同じ)の」を「以下「委員」という。)の委嘱の基準、」に、「この」を「、この」に改める。

第3条に見出しとして「(任期)」を付し、同条第1項中「2年」を「、2年」に改め、同条第2項中「補充」を「、補充」に改め、同条第3項中「前任者」を「、前任者」に改め、同条を第4条とする。

第2条に見出しとして「(定数)」を付し、同条中「9名」を「、9人」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(委嘱の基準)

第2条 委員の委嘱の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者うちから委嘱することとする。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

文化財・生涯学習課

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年3月20日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第27号

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(平成26年4月1日における号俸の調整)

29 平成26年4月1日において45歳に満たない警察職員のうち、次の各号に掲げる警察職員の区分に応じ当該各号に定める期日において第8条第1項の規定により昇給した警察職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事委員会が定める警察職員を除く。)その他当該警察職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める警察職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

(1) 30歳以上45歳未満の警察職員 平成21年1月1日

(2) 30歳に満たない警察職員 平成20年1月1日

30 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている警察職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額を、当該号俸に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

31 前項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務をしている警察職員について準用する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

警 務 課

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年3月20日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第28号

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)の一部を次のように改正する。

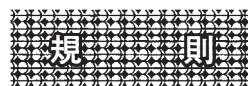
第9条第1項第1号中「第49条の2第4項」を「第49条の3第4項」に改め、同項第5号中「19,000円」を「20,000円」に改め、同項第11号中「第89条第2項」を「第89条第3項」に改める。

別表第4の1中「第97条の2第1項第3号」の次に「又は第5号」を加え、同表の2中「第89条第2項」を「第89条第3項」に改める。

附 則

この条例は、道路交通法の一部を改正する法律(平成25年法律第43号)の施行の日から施行する。ただし、第9条第1項第5号の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

交 通 指 導 課
東 北 信 運 転 免 許 課



長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月20日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第1号

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則(昭和31年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の長野県飯山北高等学校の項中 「普通科
理数科」を

「普通科」に改め、同表の長野県飯山高等学校の項中

「体育科」を 「自然科学探究科
人文科学探究科」に改め、同表の長野県下

高井農林高等学校の項中 「緑地環境科
グリーンデザイン科
生物資源科」を

「グリーンデザイン科」に改め、同表の長野県軽井沢高等学校

の項中 「普通科
国際文化科」を 「普通科」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高校教育課